

く空き家について考えてみよう

空き家を減らして、よりよいまちへ

居住中・使用中から

空き家化を予防しましょう

空き家が放置される要因には、建物の老朽化で活用が困難である、相続や登記が適切に行われず所有者や管理者がはつきりしないといったことが挙げられます。

これらを防ぐには、居住中・使用中から適切に維持管理し、現状に合わせて登記を変更する、引き継ぐ人をあらかじめ決めておくなど、今できることを早めに行うことが大切です。

▼ポイントその1

現在の登記を確認しましょう

相続登記がされておらず、前の所有者の名義のままになっていると、トラブルの原因になるため、きちんと登記を済ませましょう。

▼ポイントその2

遺言書を書いておきましょう

遺言書に書かれた内容は法定相続より優先されるため、遺言書を残し、誰に不動産を引き継いでもらいたいか明確にしておきましょう。

▼ポイントその3

専門家に相談しましょう

相続に関して、名義変更・税・相続権者同士による争いなど、さまざまな問題があります。

それぞれの悩みに合わせて、弁護士・司法書士・税理士などの専門家に相談しましょう。

空き家の放置がトラブルや事故につながることも

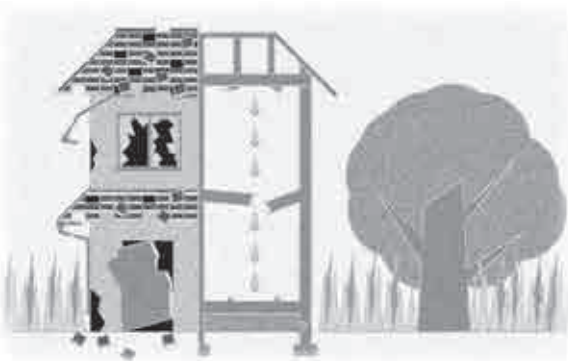
空き家を放置すると、防犯面や防災面でリスクが高まります。

これから梅雨の時期に入りますが、樹木や雑草が伸びたまま放置されると、近隣の家や道路通行への影響など多くの問題が発生します。

市では、市内の空き家などの所有者または管理者を対象に、空き家などの維持管理サービス事業者の紹介を行う「空家等維持管理サービス制度」を実施しています。

また、空き家の放置は、強風などによる屋根や外壁などの落下飛散事故、老朽化による倒壊事故、放火などによる火災、不法投棄の誘発、不

審者の侵入や不法滞在の原因となり、最悪の場合、多額の損害賠償を請求される可能性もあります。



空き家の適正管理は所有者・管理者の責任です

空き家を含む建築物は、所有者や管理者が自らの責任で管理する義務があります。

市では、法で定める老朽危険空き

空き家バンクの利用で空き家の利活用を

使われなくなった空き家は老朽化が早まります。また、しっかりと管理されていても、地域コミュニティやまちの活力低下につながります。

市では、それらを未然に防ぐために、インターネットで空き家情報を全国に発信して空き家の利活用を図る「伊賀流空き家バンク制度」を実施しています。

また、空き家内に家財などが多く残っている場合に、有料で家財除去を行う「家財除去サービス制度」も新たに始まります。

これらの制度の利用方法など、詳しい手続きについてはお問い合わせください。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22・9676 FAX 22・9641

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など